

2016年12月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2016年12月8日、9日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2016年12月 ASAF 会議出席メンバー (2016年12月8日、9日 ロンドン IASB) (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	Kim Bromfield
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Sungsoo Kwon 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) ーニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働	Kris Peach 他
中国会計基準委員会 (CASC)	欠席
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Andrew Watchman 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Andreas Barekow 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	James Kroeker 他

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2016年12月 ASAF 会議の議題

議 題	時間	参照ページ
概念フレームワーク	90 分	
負債の定義		3 ページ
資本維持の概念		7 ページ
国別の報告	45 分	9 ページ
IFRS 第 13 号「公正価値測定」適用後レビュー	60 分	15 ページ

議 題	時間	参照ページ
料金規制対象活動	120分	19ページ
開示に関する取組み	30分	
各国基準設定主体との協働と開示に関する取組み		24ページ
AOSSG 会議での議論に関する口頭報告		25ページ
仮想通貨	90分	27ページ
資本の特徴を有する金融商品	60分	32ページ
「保険契約」のアップデート	60分	37ページ
ASAF メンバーによる活動のアップデート	120分	40ページ
プロジェクトの近況報告と ASAF の議題	15分	44ページ

今後の日程(予定)

2017年3月6日及び7日

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会及び保険契約専門委員会において検討を行った。

II. 概念フレームワーク（負債の定義）

議題の概要

3. IASB は、2015年5月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、本議題（II.）及び次の議題（III.）において「公開草案」という。）を公表し、コメント期間は2015年11月に終了している。現在、IASB は、寄せられたコメントを踏まえ、公開草案の提案に修正が必要かどうかについて審議を行っている。
4. 2016年11月のIASB ボード会議では、負債の定義を支える概念について議論を行い、第5項から第7項に示す暫定決定がなされている。本セッションでは、IASB ボード会議の暫定決定に対するASAFメンバーの見解を得ることを目的としている。

当該IASB ボード会議では、公開草案で提案された、次の負債の定義を支える概念について、公開草案に対するフィードバックへの対応として、明確化を中心とした修正を検討している。

- (1) 企業が経済的資源の移転を回避する実際上の能力を有していないこと
- (2) 義務が過去の事象から生じていること

（2016年11月IASB ボード会議の主な暫定決定の内容）

5. 公開草案の提案どおり、企業が経済的資源の移転を回避する実際上の能力を有していない状態でなければならない旨を明示することを暫定的に決定した。さらに、「回避する実際上の能力を有していない」という状態の意味について、次のように述べることを暫定的に決定した。
 - (1) 当該状態の判断にあたり、考慮される要因は、検討の対象となる取引の種類により異なる。
 - (2) 当該状態の判断にあたり、企業の経営者が移転を行う意図があることや移転の可能性が高いことだけでは十分ではない。
6. 負債の定義の中の「過去の事象の結果としての現在の義務」という語句の意味を明確化するため、次のように述べることを暫定的に決定した。
 - (1) 不明確であるとの指摘があった義務の「範囲を設定する」との公開草案の文言に代えて、「そのような活動をしなければ移転する必要のない経済的資源を移転する義務が生じるか又はその可能性のある」企業の活動に言及する。
 - (2) 法律の制定は、それ自体では企業に現在の義務を生じさせるのに十分ではない旨

を明確化する。

7. 資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクト（以下「FICEプロジェクト」という。）で行う決定の結果として変更することが必要となるリスクを低減するために、改訂「概念フレームワーク」に、次の現行の概念フレームワークにはない一部の文言を追加しないことを暫定決定した。

(1) 実務上、負債を持分とどのように区別すべきかの問題にのみ適用される公開草案の 4.33 項(b)及び 4.30 項の記載

(2) 現在の義務を記述する公開草案の 4.31 項の記載

(ASAF メンバーへの質問事項)

8. ASAF メンバーへの質問事項は、次のとおりである。

(1) 「回避する実際上の能力を有していない」の記述の変更に関する暫定決定に同意するか。

(2) 「過去の事象の結果」の記述の変更に関する暫定決定に同意するか。

(3) その他の暫定決定に同意するか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

9. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 暫定決定の多くは、軽微な明確化や文案作成上の見直しであるものの、暫定決定が重要な影響を及ぼすものと IASB が考えているのかを確認したい。

(2) 2016年7月の ASAF 会議で発言したように、概念フレームワークの将来の変更リスクを削減する考え方を支持していない。FICE プロジェクトの結果、見直しが必要になった場合、その時点で見直すべきであると考えている。

10. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(1) 基準レベルでの決定に委ねるとした項目があるため、暫定決定は重要な影響を及ぼさないとはいえずとも言えない。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

11. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

（「回避する実際上の能力を有していない」に関する記述の変更）

- (1) 「回避する実際上の能力を有していない」の概念をどのような場合に適用すべきかについて合理的に説明できていないことを懸念している。IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第15号」という。）、IFRS 第16号「リース」（以下「IFRS 第16号」という。）及びIFRS 第17号「保険契約」（以下「IFRS 第17号」という。）の開発における議論では契約に着目していたが、当該概念はそれと異なるようだが、当該概念で何を達成しようとしているのか確認したい。

⇒法的な強制可能性が明らかな場合は、特段問題はない。当該概念は、企業の慣行、方針及び声明等から生じる法的に強制可能かどうか明確でない状況に対処することを意図している。（IASB スタッフ）
- (2) 公開草案では、移転を回避する行動から不利な経済的帰結が生じる場合、企業が移転を回避する実際上の能力を有しない可能性があるとしているが、負債と資本の区分に影響を及ぼす可能性があるため、表現をもう少し弱める必要があるのではないか。
- (3) 「回避する実際上の能力を有していない」の概念は少し広すぎるのではないか。
- (4) 「回避する実際上の能力を有していない」の概念を強く支持するものの、「実際上」との用語は特定の法域では翻訳上の問題があり、訳語によって意味が変わる可能性がある。
- (5) 「回避する実際上の能力を有していない」の概念を支持するものの、当該概念が強調され過ぎている印象がある。現在の義務を有するためには、当該概念だけでなく「過去の事象の結果」の概念も満たす必要があり、両者は密接に関連しているため、それを明確に示す公開草案の4.31項を削除すべきではないと考える。
- (6) 「回避する実際上の能力を有していない」の概念は有用な概念であり、概念レベルで、企業がどの時点で移転を回避する実際上の能力がなくなるのかを検討する必要がある。
- (7) 移転を回避するための行動がもたらす重大な事業上の混乱や著しく不利な経済的な帰結という概念は広すぎではないか。
- (8) 「回避する実際上の能力を有していない」の概念によって会計基準レベルで建設的

な議論が可能になるため、当該概念を支持する。

- (9) 企業が移転を回避する実際上の能力を有していないと結論付けるために、経営者が移転を行うことを意図していることが必要であるなど、何が達成されれば十分であるかという観点で肯定的にガイダンスを設けるべきである。
- (10) AOSSG メンバーから、「回避する実際上の能力を有していない」の意味を明確にすべきとの意見や、結論の根拠で、当該概念の現行の会計基準への影響を詳細に記述すべきとの意見が聞かれた。また、経済的強制と契約上の取決めの実質は密接に関係しており、経済的強制の議論を本文に取り込むべきであると考えます。

（「過去の事象の結果」に関する記述の変更）

- (11) IFRIC 解釈指針第 6 号「特定の市場への参加から生じる負債」における過去の事象と IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」における過去の事象は整合していないのではないか。特に、IFRIC 解釈指針第 21 号のような非交換取引において何が「過去の事象」になるかについて明確ではないと考える。また、法律の制定自体は過去の事象に該当しないと考えるため、法律の制定が企業に現在の義務を付与するのに十分ではない旨の記述を支持する。
- (12) 「過去の事象の結果」と未履行契約の関係については、もう少し議論が必要で、単に契約を行ったことが義務を生じさせるものではないことを明確にすべきではないか。

（その他の基準の変更）

- (13) 公開草案の 4.33 項(b)が削除されることを踏まえ、企業が財務諸表を継続企業的前提下で作成する場合には、企業の清算又は営業停止によってしか回避できない移転は、移転を回避する実際上の能力を有しない場合の例示であることを示すべきではないか。
- (14) 既に結論の根拠に示されているが、概念フレームワークは、会計基準に優先するものではないことを明確にすることが重要である。
- (15) 改訂文案の 4.39A 項では、「過去の事象に関する不確実性が解消されるまで（例えば、判決がなされるまで）、負債が存在するか不確実である」としているが、一審の判決では決まらない可能性があるため、表現を確定的なものせず「負債が存在するか不確実である可能性がある」とすべきではないか。

III. 概念フレームワーク（資本維持の概念）

議題の概要

12. 2016年12月のIASBボード会議では、資本及び資本維持の概念について議論されることとなっている。IASBボード会議に先立ち、本セッションでは、IASBスタッフの提案に対するASAFメンバーの見解を得ることを目的としている。
13. 公開草案では、現行の「概念フレームワーク」における資本及び資本維持の概念の議論を、ほとんど変更せずに改訂「概念フレームワーク」に引き継ぐことを提案している。
14. しかし、公開草案に対して、一部の回答者は、現行の資本及び資本維持の記述は、時代遅れになっており、公開草案のその他の提案と整合していないため、本論点を包括的に検討するまで、資本及び資本維持の概念を削除すべきであるとコメントした。一方で、一部の回答者は、本論点は財務報告の基本となるものであるため、資本及び資本維持の概念を維持すべきであるとコメントした。
15. IASBスタッフは、フィードバックを踏まえ、次のことを提案している。
 - (1) 現行の「資本及び資本維持」の章を改訂「概念フレームワーク」の第8章にそのまま引き継ぐ。
 - (2) 第8章は、「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」（旧フレームワーク）の文章をそのまま引き継いでおり、今回のプロジェクトでは第8章を更新していない旨を説明する。この説明は、結論の根拠だけではなく、改訂「概念フレームワーク」の本文にも含める。
16. ASAFメンバーに対して、IASBスタッフの提案に同意するか、同意しない場合、どのような代替的アプローチを提案するかについて質問されている。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

17. 本件について、ASBJから特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

18. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 現行の資本及び資本維持の記述は時代遅れになっているため、今回は概念フレームワークに含めず、適切な時期に検討したうえで概念フレームワークに含める方がよ

いのではないか。資本維持の概念は、業績や負債と資本の区分等と密接に関連する重要な概念であるため、それらと整合するよう見直すべきである。

- (2) 資本及び資本維持の概念は重要な概念であり、更新する必要があるものの、更新する場合、改訂「概念フレームワーク」の完成が著しく遅れるため、スタッフの提案どおり、現時点ではそのまま引き継ぐべきである。
- (3) 現行の記述を削除することは関係者に誤ったシグナルを伝えるリスクがあるため、現行の記述を引き継ぐスタッフ提案を支持する。
- (4) スタッフが提案するように、資本及び資本維持の概念は、高インフレだけでなくインフレ全般についての問題に対処する必要があるのではないか。

IV. 国別の報告

議題の概要

(提案の背景)

OECD のプロジェクトに基づく BEPS への対応とオーストラリアにおける状況

19. 税源浸食と利益移転 (base erosion and profit shifting) (以下「BEPS」という。)への対処として、経済協力開発機構 (OECD) が 2015 年に公表した BEPS への対応に関する最終報告書に基づいて、国別の報告 (country-by-country reporting) を含む税務の透明性向上に向けた対策について各国において法制化が行われている。
20. オーストラリアにおいては、法人所得税法の改善を目的とした諮問組織である租税委員会 (Board of Taxation) が、多国籍企業の税務の透明性を明確かつ比較可能な方法で改善するというオーストラリア政府の包括的な目的を達成するために、オーストラリア会計基準審議会 (AASB) の関与を要請している。

アナリストとのディスカッションによる AASB の発見事項

21. AASB スタッフが実施した調査及びディスカッションのうち、アナリストとのディスカッションにおける IAS 第 12 号「法人所得税」(以下「IAS 第 12 号」という。)の開示に関する主なコメントは、次のとおりである。
 - (1) アナリストは、法人所得税は企業の利益の質 (quality of earnings) 等を決定する際の主要なインプットであると考えている。複数のアナリストは、現在の財務報告書における法人所得税の開示は、継続的な税率を決定するために必要な個別取引のノーマライゼーション (normalisation) に関して、法人所得税の構成要素を決定するための十分な粒度の情報を提供していないと考えている。
 - (2) アナリストは、企業グループの実際負担税率を算出するため、インプットからノイズ (法人所得税と関係のない金額) を除去するためにいくつかの状況において分母又は分子に対する調整が必要である可能性があることを観察している。
22. AASB スタッフは、実施した調査及びディスカッションに基づいて、IAS 第 12 号は、開示の目的として財務諸表利用者が次の事項を理解することが可能となるように修正されるべきであると考えている。
 - (1) 財務諸表において報告される法人所得税額の関係
 - (2) 報告される税金費用が法人所得税率から乖離する理由

(提案の内容)

23. AASB は、現行の IAS 第 12 号に含まれる開示を基礎として、次に記載する追加的な法人所得税の開示のいくつかを検討することが考えられるとしている。
- (1) 重要な一時差異と永久差異の両方を項目毎に記載した税引前会計利益と当期税金費用の調整表を作成することによって、法人所得税支払額及び未払額が会計年度の利益と紐づけられる明確な表示を要求する。また、当期税金費用の決定のための税引前会計利益に対する重要な調整項目を明確に説明すべきである。
 - (2) 企業グループが国内及びグループ全体の両方のレベルの情報を提供することを要求する。
 - (3) 当期税金負債の期首と期末の調整表の作成を要求する。
 - (4) 国内とグループ全体の両方について、法人所得税支払額及び未払額の税引前会計利益に対する比率の表示を奨励する。
 - (5) 企業グループが、法人所得税支払額及び未払額の比率に関する状況についての定性的な説明を含むことを奨励する。この定性的な説明には、法人所得税率との重要な差異及び過去の比率との重要な差異についての理由が含まれる。
 - (6) 企業グループが、会計年度に海外の法域で支払った法人所得税のうち、重要な金額の国別の報告を奨励する。
24. AASB は、提案の内容について、次の表に記載するとおり、色分けによる構成要素の分類に基づいた代替案を提示している。
- (1) 代替案 A: 黒のみの構成要素
 - (2) 代替案 B: 黒、赤、青の構成要素
 - (3) 代替案 C: 黒、赤、青、緑の構成要素

色の種類	構成要素
黒	<ul style="list-style-type: none"> ● 税引前会計利益と法人所得税支払額及び未払額との調整 ● 税引前会計利益から当期税金費用への調整に関する重要な項目の説明 ● 国内及びグループ全体の両方についての法人所得税支払額及び未払額の比率
赤	<ul style="list-style-type: none"> ● グループの当期税金負債純額への調整
青	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の国内の開示項目の分解 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内の税引前会計利益 ➢ 国内の法人所得税未払額 ➢ 国内及び海外の法人所得税支払額
緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外の法域で支払われた法人所得税の重要な金額

(質問事項)

25. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。

(1) ASAF メンバーは、次の考え方に同意するか。

- 多国籍企業の税務の透明性の改善に対する世界的な関心の高まりを踏まえると、会計基準設定主体が財務報告書利用者のための法人所得税開示を改善することにおいて主導的な役割を担うのに適切な時期である。

(2) IAS 第 12 号の修正に関する提案について、ASAF メンバーは、提案された法人所得税の開示によって、一般目的の財務諸表利用者による企業の税務上のポジションに対する理解が改善すると考えるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

26. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 本論点は、政府機関、作成者、利用者等を含む多くの関係者との調整を要すべき事項であるが、国際的にも国内的にも税の分野の問題として議論を積み重ねてきた事項であることを踏まえて、IASB は開示の議論を進めることについて慎重になるべきである。

- (2) 本ペーパーにおいて議論されている情報は、特定の利用者にとって有用な情報であると考えられ、一般目的の財務情報が対象としている主要な利用者のための情報であるかどうかについて、慎重に検討する必要がある。
- (3) 本ペーパーにおいて言及している「財務報告書」が、財務諸表のみを指しているのか、又は経営者の解説のような非財務情報を含む情報を指しているのかを確認したい。

27. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) AASB の提案では、任意の税金の開示項目としているものについては、財務諸表に開示するか、非財務情報として開示するかは企業が選択できると考えている。しかし、我々はすでに財務諸表において様々な開示項目が存在するため、財務諸表の外で開示するよりも、すでに存在する開示項目を利用することが良いのではないかと考えている。

参加者のその他の発言

28. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) AASB の発表において質問があった「2015 年アジェンダ協議」に関する 2016 年 5 月の IASB ボード会議の決定において法人所得税が作業計画案に含まれなかった理由は、利用者が現行の開示情報に満足していないということが、明らかではなかったからであると考えられる。(IASB スタッフ)
- (2) IAS 第 12 号の開示に関する修正によって透明性を高めることには賛成だが、国別の報告に関しては、明確に反対である。国別の報告を要求する根本的な理由が財務報告と全く関係がない税の問題であることから、財務諸表は当該論点に対処するための正しい場所ではないと考える。
- (3) 欧州連合における国別の報告の法制化は、BEPS の問題への対処を目的としている。それは、一般目的財務報告の目的に基づく会計基準設定主体のアジェンダではない。また、IASB による国別の報告に関する取組みは、提案された法律と重複するリスクがあるため、欧州の一部において歓迎されない可能性がある。
- (4) IAS 第 12 号における開示の改善の必要性を判断するにあたっての調査が不足しているため、各国の会計基準設定主体が AASB 及び IASB と協力し、提案された追加的な

開示項目が規制当局だけでなく、情報利用者にとっても一般的な有用性を備えているかどうかに関する証拠の有無を調査することを提案する。

- (5) 会計基準設定主体にとって、利益に対してどのように課税されているかは、重要な論点であると考えられる。今後多くの法域において政治的、民主的な圧力が増してくるなどが考えられ、重要性が増してくる可能性があることから、提案された追加的な開示項目が財務情報であるか、純粋な税金の情報であるかについて、慎重に検討を行ったうえで決定する必要があると考える。
- (6) オーストラリアの提案は、政治的な問題にかなり踏み込んでいると考えられる。オーストラリアの提案は、非常に繊細な情報を含んでいるため、会計基準設定主体ではなく政治の場において決定されるべきである。(IASB Hoogervorst 議長)
- (7) 概念フレームワークに記述された一般目的の財務諸表の利用者である資本の提供者の観点から有用な情報が何かを検討する必要があると考えられる。本ペーパーにおいても言及されている「一般の人々」は、一般目的の財務諸表の利用者とは若干異なると考える。(IASB 理事)

⇒国別の報告は、目的が異なることから財務諸表の外の非財務情報に開示することになるであろうと考えている。しかし、IAS 第 12 号は、国別の報告に繋がるより良い基礎を提供するべきであると考えられる。

- (8) 特定の目的を有する公共政策的な側面と投資家にとっての意思決定有用性に関する側面の 2 つの側面が論点になっているが、利用者としての経験から、基本的には必要最低限の開示が良いと考えている。利用者は税金以外にも多くの項目を分析しており、また多くの企業を分析対象とする場合に、税金に関する全ての論点を理解することはできないからである。

個別の開示に関する評価として、グループ全体の法定実効税率と実際負担税率の調整に関する開示は有用であると考えられる。一方で、公共政策的な側面として、各国において公正な金額を支払っているかどうかについては、率直に言ってほとんどの投資家のニーズをはるかに超えているものであると考える。

- (9) 提案されている追加的な開示項目は、税務当局及び政府のみが興味を持つ情報であると考えられ、一般の人々が興味を持つ情報ではないとは考える。また、場合によっては、利用者が誤った結論を導く可能性がある。
- (10) 最も重要なことは、当期税金の項目に対して企業が負っているリスクを識別することであると考えられるが、企業グループは国単位ではなく、企業単位で課税されるため、

国別の報告を導入しても利用者は当該リスクを正しく評価することができないと考える。

- (11) 会計基準設定活動を開始するにあたっては、現行の会計基準及び証券取引法等の法規制における要求事項を詳しく調査すべきであると考ええる。
- (12) この論点は、ガバナンス、倫理及びモラルに関わる扱いが困難な問題を含んでいると考えられる。

V. IFRS 第 13 号「公正価値測定」適用後レビュー

議題の概要

29. IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）の要求事項は、他の基準が公正価値測定やその開示を要求する場合、あるいは許容する場合に適用され、どのように公正価値を測定するか及び公正価値測定に関してどのような情報を開示するかについて規定している。
30. IASB は、デュー・プロセスに従い、IFRS 第 13 号の適用後レビューを実施しているが、その範囲は、IFRS 第 13 号の要求事項のみであり、公正価値測定の原則及び方法並びに公正価値に関する開示が対象となるが、他の基準で扱われる「どの資産及び負債」を「どの時点で」公正価値測定すべきかについては、適用後レビューの対象としていない。
31. IASB は、適用後レビューの第 1 フェーズとして、適用後レビューで検討されるべき事項の初期段階の識別及び評価のために、多くの市場関係者とのアウトリーチを実施しており、また文献レビューの対象範囲を検討している。
32. 現時点における IASB によるアウトリーチの主なフィードバックは次のとおりである。
 - (1) 一部の市場関係者は、IFRS 第 13 号は、概ね機能し、有用な情報を提供しているとコメントした。
 - (2) しかし、多くの市場関係者は、公正価値測定に関する開示の有用性に疑問があると言及しており、特に集約された開示の有用性や、レベル 3 に区分される公正価値測定に関する開示（観察可能でない重大なインプットに関する定量的情報、期首残高から期末残高への調整表、感応度に関する開示等）の有用性について疑問を呈している。
 - (3) また、多くの市場関係者は、活発な市場における投資の公正価値を測定する際の会計単位（P×Q）とレベル 1 のインプットとの関係にも懸念を示した。
 - (4) さらに、一部の市場関係者から、次のようなコメントが聞かれた。
 - ① 公正価値ヒエラルキーの分類や、活発な市場の判定等における判断の行使に課題がある。
 - ② 非金融資産における最有効使用の概念は、直観に反する結果となる可能性があり、会計処理の明確化を行うことが有用である。
33. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。

- (1) 上記の現時点における IASB スタッフが受領したフィードバックの内容は、ASAF メンバーの法域における市場関係者の経験と整合しているか。他に識別されている経験はあるか。
- (2) 情報要請によることも含め、IASB が実施すべき追加的な調査はあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

34. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IFRS 第 13 号の発効日からそれほど時間が経過していないため、学術文献のレビューから十分な結果が得られるという結論が出るのは時期尚早であり、学術文献のレビューからの結果を得るために、他の方法も検討する必要があるのではないか。
- (2) レベル 3 の公正価値測定に関する開示については、市場関係者から、開示される情報の目的や利用者がどのように当該開示情報を用いているのかについて理解したいという意見が聞かれているため、現在の結論の根拠の記載をより詳細なものとして、開示の十分性や内容を建設的に議論すべきであると考えられる。

35. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 学術文献のレビューの範囲については、現時点で、公正価値測定を取り扱う多くの文献を識別している。公正価値の価値関連性に言及されている文献が多いが、個別基準の論点についてはほとんど言及されていない。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

36. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 公正価値は金融危機の影響を受けるものであり、また IFRS 第 13 号は米国会計基準とコンバージェンスしていることから、IFRS 第 13 号は重要な会計基準であると認識しており、2013 年以降、いくつかのトピックについての公正価値測定に関する調査活動を実施しているが、レベル 3 の公正価値測定に関する開示等について様々な問題があると認識している。また、証券規制当局は公正価値測定に関する開示に注目している。仮に開示項目を変更することとなる場合には、投資家の分析に与える影響も考慮する必要がある。
- (2) 作成者が第三者により提供される価格情報に依拠しすぎる状況に懸念を持ってお

り、ガイダンス及び教育文書等が必要であると考えられる。また、少なくとも金融業界については、レベル3の公正価値測定に関する開示は重要であると考えられる。

- (3) IASBが今後5年間は既存の会計基準の維持管理に注力する予定であることから、適用後レビューは重要である。現時点では、レベル3の公正価値測定に関する開示の有用性、公正価値測定の会計単位、公正価値のレベル分類、第三者により提供される価格情報の使用、非金融資産の最有効使用等について、適用上の懸念が聞かれている。
- (4) IASBのアウトリーチで聞かれたフィードバックに概ね同意する。ただし、会計士が公正価値の測定技法について検討するのは困難ではないか。また、多くの領域に係る論点として、昨今の低金利環境下における公正価値測定の経済的意義があると考えられる。例えば、IFRS第13号には要求払いの金融負債の公正価値に関する規定があるが、低金利環境下により公正価値が支払義務を負う金額より大きくなることの経済的意義を検討する必要があるのではないか。
- (5) IFRS第13号に対する適用後レビューは重要であり、AOSSGの年次総会でも議論している。AOSSG年次総会において聞かれた課題として、鑑定士の不足による公正価値測定の信頼性に対する懸念や、公正価値測定に判断の要素が多いという懸念などが挙げられた。これらについては、新興国や農産物等に対する公正価値測定という観点で、より深刻な課題となっている。また、公正価値の幅が広がる可能性があるため教育文書を作成することや、公正価値に関する開示の目的を明確化すべきというコメントも聞かれた。なお、非金融資産の最有効使用の概念については、適用後レビューで取り扱うべき論点であると考えられる。
- (6) レベル2及びレベル3の公正価値測定については、一定の仮定に基づく見積りが必要となるため、市場関係者から懸念が聞かれている。特に、指数に連動する商品については、レベル分類が指数の流動性に影響を受けるため懸念がある。また、低金利環境下における公正価値測定も懸念事項となっている。さらに、金融危機時における対応も金融危機が発生する前に検討すべき論点であると考えられる。
- (7) IASBのアウトリーチで聞かれたフィードバックに概ね同意する。その他、使用方法に一定の制限がある資産や経済的陳腐化がある資産の公正価値測定については多様な実務があると考えられ、情報要請を行うことが重要だと考えられる。
- (8) 子会社投資に対する会計単位の議論については、直観に反する結果となり、経済的実質を反映しない方向性となる可能性があるため、適用後レビューで取り扱う

べきである。

- (9) 子会社投資に対する会計単位の議論に懸念があることも含め、IASBのアウトリーチで聞かれたフィードバックに概ね同意する。また、企業の債務不履行時にのみ返済される負債の公正価値として、どのような金額を測定すべきかについても論点となると考えられる。
- (10) IASBのアウトリーチで聞かれたフィードバックに驚く点はない。IASBは開示フレームワーク・プロジェクトとして公正価値測定の開示を取り扱っており、いくつかの開示要求事項を追加又は削除することを検討しているが、市場や投資業界の環境等は常に変化しており、投資家からのフィードバックも常に変わることを理解する必要があると考えられる。また、学術文献のレビューは重要であり、論点に対する長所と短所の識別やその理由を理解するのに有用であると考えられる。公正価値は同一商品でも企業により異なることに留意したうえで、投資家に対して有用な情報を提供するという観点で、適用後レビューにより何を達成するかについて検討すべきである。
- (11) レベル 2 及びレベル 3 の公正価値測定について懸念が多いことが理解できた。
(IASB Hoogervorst 議長)

VI. 料金規制対象活動

議題の概要

(今回の ASAF 会議の議論の背景)

37. IASB は、2014 年 9 月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」(以下「料金規制 DP」という。)を公表した。料金規制 DP に対して寄せられたコメントは概ね次のとおりであった。

(1) 料金規制 DP で示されていた「定義された料金規制」¹をベースに会計処理の検討を進めていくことに対して強い支持が示された。

(2) IFRS の財務諸表において最低限何らかの規制繰延勘定を認識することになる(ただし、概念フレームワークの枠内で)原則ベースの会計上の要求事項を開発することに強い支持が示された。また、IFRS 第 15 号における原則をベースとしたアプローチに最も多くの支持が示された。

38. これらのコメントを踏まえ、IASB は、2015 年 5 月のボード会議において、「定義された料金規制」を基礎として、料金規制対象活動に関連する三者(料金規制対象企業とその顧客、料金規制対象企業と料金規制機関、及び、料金規制機関と料金規制対象企業の顧客)の関係に着目しつつ、基準設定活動の一環として 2 度目のディスカッション・ペーパーを公表することを暫定決定している。

39. ASAF 会議では、これまで 5 回にわたり本件を議論してきた。

(今回の ASAF 会議の議題)

40. 今回の ASAF 会議では、本プロジェクトに対してこれまで ASAF メンバーから寄せられてきた懸念に対応するために、IASB スタッフから予備的提案として新しい会計モデル案(以下「新モデル」という。)が示されている。論点は次の 3 点である。

(1) 対象範囲 (提案 1)

(2) IFRS の他の基準及び概念フレームワークとの関係 (提案 2)

(3) 料金調整と規制ライセンスの価値の全体的な変動との区別 (提案 3)

¹ 「定義された料金規制」の下では、料金規制対象企業が料金規制の対象となる供給サービスの持続的な利用可能性を確保した上で、顧客からの要請に応じて当該サービスを提供するとともに、政府(料金規制機関)のその他の政策(社会政策、環境政策、財政政策)を達成するために供給サービス以外の特定の活動を遂行するという、規制上の義務を充足することと引き換えに決定可能な対価の総額(収益必要額)を顧客に請求する権利を与えられる旨が、料金規制機関と当該企業との間の「規制上の合意」によって規定されている。

(提案1 対象範囲)

41. 料金規制 DP では「定義された料金規制」を対象範囲としていたが、寄せられた意見を踏まえ、スタッフは次のとおり提案している。
- (1) 料金設定メカニズムにおける企業の履行と顧客の履行の時点差異 (timing difference) から発生する調整に焦点を当てる。
 - (2) 料金規制から創出される強制可能な権利及び義務に焦点を当てる。
 - (3) 料金規制 DP の「定義された料金規制」の記載は、強制可能性の強度を評する指標として使用する。

(提案2 IFRS の他の基準及び概念フレームワークとの関係)

42. 個々の顧客ではなく、「顧客ベース」に焦点を当てる。
43. IFRS 第 15 号と新モデルの関係は次のとおりとする (補足アプローチ)。
- (1) 先に、IFRS 第 15 号に従って、個々の顧客との契約に含まれる取引価格 (= 規制料金) に基づいて認識する。
 - (2) その後で、新モデルを適用して、企業の規制上の義務の履行と顧客の義務の履行の時点差異に焦点を当てて、規制資産、規制負債、及び同調整額を認識する。
 - (3) IFRS 第 15 号の収益と新モデルの規制調整額は、損益計算書において別科目で表示する。

(提案3 料金調整と規制ライセンスの価値の全体的な変動との区別)

44. 料金規制に係る資産は、無形資産の一部ではあるが、将来のキャッシュ・フローの見積りを反映して每期再評価をしていく必要があるなど、既存の IAS 第 38 号「無形資産」では取り扱えない側面が多々ある。このため、無形資産アプローチは採用しない。

(ASAF メンバーに対する質問)

45. ASAF メンバーに対して以下の点が質問された。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 対象範囲(2) IFRS の他の基準及び概念フレームワークとの関係(3) 識別できる料金調整と規制ライセンスの価値の全体的な変動との区別 |
|--|

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

46. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(対象範囲)

- (1) P (単価) × Q (数量) のうち、Pは料金規制の枠組みにより相当程度の確実性があると言えるが、Qの確実性が問題となる。新モデルは、Qの確実性が高いものを想定しているように思えるが、その場合には、対象以外の規制との間で会計処理が大きく異なるクリフ効果の問題が発生する。一方、確実性の閾値を下げると、不確実性にどのように対処するかという問題が生じる。新モデルではこの不確実性にどのように対処する予定か。

(今後の予定)

- (2) 今後、新モデルを展開していくに際しては、費用繰延アプローチではなく、新モデルで採用されるアプローチを選択した理由を説明していく必要がある。

47. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 確実性を低く設定すると変動性が増大するので、合理的に高いレベルを対象とすることを考えている。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

48. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(対象範囲)

- (1) 新モデルの提案(規制上の調整に焦点を当てるという対象範囲に加え、補足アプローチを採用すること)を支持する。我が国の実情にフィットする。
- (2) 時点差異に焦点を当てることを支持する。P×Qに関しては、P又はQのそれぞれがどうかというよりも、全体としての金額(合計として収益必要額)が確保できるかどうか重要である。
- (3) 規制機関がどのような決定を行うかによって対象範囲が変わってくるのではないかと。
- (4) 調整及び強制力に焦点を当てる方向性を支持する。規制調整額が資産及び負債の定

義を満たすかどうかはさらなる検討が必要である。

(5) クリフ効果を懸念する。「強制可能」の意味が重要である。

(6) 新モデルの対象範囲の提案を支持する。

(IFRS の他の基準及び概念フレームワークとの関係)

(7) 新モデルの原則を支持する。IFRIC 解釈指針第 12 号「サービス委譲契約」との関係
を整理する必要がある。

(8) 新モデルを IFRS 第 15 号と別のものとするよりは一緒のものとして考え、収益も
一つの計数で表示する方がよい。収益と規制調整額とを別科目で表示する場合、規制
調整額がプラスの場合は意味があるが、マイナスの場合は混乱を生じる。

(9) 規制資産の減損処理に関してはさらなるガイダンスが必要である。

(10) IFRS 第 15 号の収益と規制調整額とを別科目で表示するよりも、ネットの金額を表示
した方がよい。

(11) 別科目で表示することは、透明性を高めるので支持できる。

(12) 別科目で表示することを支持する。規制資産は、顧客との契約から発生する資産とは
別の資産である。

(13) 規制資産及び規制負債が概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たすかどう
かの議論に固執するよりは、概念フレームワークの他の考え方（財務報告の目的及び
質的特性）の観点から検討した方がよい。規制勘定を計上する場合に、貨幣の時間的
価値を考慮に入れることは支持できる。

(14) 顧客ベースに焦点をあてること、及び、別科目で表示することを支持する。

(15) IFRS 第 15 号の収益と規制調整額とを別科目で表示することで透明性が高まる。(IASB
理事)

(16) 規制調整額は固まった数値でなく変動性があるので、これを別科目で表示するこ
とで透明性が高くなる。(IASB Hoogervorst 議長)

(識別できる料金調整と規制ライセンスの価値の全体的な変動との区別)

(17) ライセンスを全体として測定するアプローチよりも、規制調整に焦点を当てて取り
組むアプローチの方がよい。

(18) ライセンス全体として捉えるアプローチも目的適合的な情報提供になると考えるも、本プロジェクトを進めるために当該アプローチにはこれ以上固執しない。

VII. 開示に関する取組み（各国基準設定主体との協働と開示に関する取組み）

議題の概要

49. 2016年9月開催のASAF会議において、今後、財務諸表を通じたコミュニケーションの改善を図った企業の例示をまとめた報告書を出す予定としている旨の説明がなされ、ASAFメンバーに対して、その所属する各法域における、報告書に例示として記載できる企業の識別が依頼された。今回のASAF会議では、この取組みに関するその後の状況が次のとおり報告された。
50. 前回のASAF会議での依頼の結果、6つの法域から30の企業について報告があった。現在、当該企業の直近の財務諸表を3年前のものと比較して、財務諸表を通じたコミュニケーションの方法に改善があったかを調査している。改善の調査に当たっては、効果的なコミュニケーションの原則を考慮して評価をしているが、一部の企業は3年前から既に良好なコミュニケーションを行っているため、明確な改善が認められなかった。これらの企業が不利にならないよう、直近の財務諸表における効果的なコミュニケーションの全般的な達成度合いも評価している。
51. これらの分析作業を2016年末まで行い、2017年第1四半期に選定した企業の経営者にインタビューを行い、可能であれば2017年第2四半期に報告書を発行する予定である。

参加者の発言

参加者からの発言はなかった。

VIII.開示に関する取組み（AOSSG 会議での議論に関する口頭報告）

議題の概要

52. 2016年11月29日及び30日に開催されたAOSSGの年次総会では、IASBが公表予定の開示原則ディスカッション・ペーパー（以下「開示原則DP」という。）の草案に基づいて議論がされた。当該議論の概要について、次のとおり報告があった。
53. AOSSGの年次総会では、15の法域からなるAOSSGメンバーと4名のIASBボード・メンバー（以下本議題では、併せて「メンバー」という。）が3つのグループに分かれ、開示原則DPにおける7つの領域のうち2つの領域（効果的なコミュニケーションの原則と財務諸表における業績指標の使用）を取り上げて議論した。

（効果的なコミュニケーションの原則）

54. 効果的なコミュニケーションの原則として、開示原則DPでは次の7つを示している。
- (1) 企業特有の情報
 - (2) 簡潔で直接的な描写
 - (3) 重要な事項を強調する方法での体系化
 - (4) 他の情報への必要に応じてのリンク
 - (5) 情報の非重複
 - (6) 比較可能性を最大化する方法での開示
 - (7) 情報の種類に応じた適切な形式の使用
55. 全般的にメンバーは上記の原則に満足していたが、次の懸念及び提案が示された。
- (1) 企業特有の情報の重要性は否定しないが、企業特有の情報だけを追求するのではなく、他の企業との比較可能性を確保することとのバランスを取るべきである。
 - (2) 「簡潔で直接的な描写」と「情報の種類に応じた適切な形式の使用」という2つの原則には相関関係があるように見えるため、1つにまとめて「簡潔で直接的な描写と表示」という原則にできるのではないか。
 - (3) 「重要な事項を強調する方法での体系化」という原則の「重要な」が何を意味しているのか曖昧であるため、より具体化して「企業の業績及びリスクを理解するために重要で目的適合性のある事項を強調する方法での体系化」という記載とすることの提案があった。

(4) 7つの原則は分解され過ぎているため、広範な次の3つの原則にまとめるという提案があった。

- ① 企業特有の情報
- ② 企業の業績及びリスクを理解するために重要で目的適合性のある事項を強調する方法での体系化
- ③ 比較可能性を最大化する方法での情報の開示

(5) IASB が、規制当局と協力して、具体的で強制力のある要求事項を設定し、会計基準と規制とで重複する開示要求を削減するべきであるという提案があった。

(財務諸表における業績指標の使用)

56. メンバーは、概して、営業利益に関して IASB が何かをすべきであるということに賛成であった。また、マネジメント・アプローチと整合する、原則に基づく営業利益の決定にも賛成であった。ただし、業種の特性を扱うために業種特有のガイダンスも必要であるとした。

57. 営業利益は、少なからず持続可能で永続的な利益と考えられるため、有用であるとメンバーは強調した。また、非経常的、非通例的及び稀にしか発生しない項目の区分表示が有用であることにも同意した。しかし、企業は異なる環境及び状況に置かれており、経営者の判断が必要であるため主観的になりがちであり、当該項目を企業間で整合的な方法で表示するのは困難であるとした。また、営業利益の定義と営業キャッシュ・フローの定義とを相互に整合させるという提案もあった。

58. 一部のメンバーは、利用者は EBIT に特に関心があるため、IASB は少なくとも EBIT を定義すべきとコメントした。また、IASB が業績指標に関する要求事項又はガイダンスを設定しても、結局、独自の情報ニーズにしたがって調整が行われることになるという懸念も聞かれた。したがって、財務諸表において十分に細分化された情報が表示されれば、利用者は彼ら自身で当該細分化された情報を使用して業績指標を計算できるため、業績指標に関するガイドラインを必要としていないという意見も聞かれた。

参加者の発言

参加者からの発言はなかった。

IX. 仮想通貨

議題の概要

59. AASB は、今回の ASAF 会議において提出した報告書（原題「Digital currency - A case for standard setting activity」）において、仮想通貨の現状やその性質、IFRS に照らした場合の見解、基準設定活動としてどうすべきかについて分析を行っている。
60. 本セッションの目的は、以下の内容とされている。
- (1) ASAF メンバーの属する法域における、仮想通貨に関する活動の概況について情報を共有すること
 - (2) 前項の AASB による分析結果について、ASAF メンバーによる見解、特に、コモディティ、投資目的やトレーディング目的の非金融資産に関する会計基準についての見解を得ること
61. AASB からの説明に先駆け、英国仮想通貨協会（UK Digital Currency Association）より、仮想通貨に関する説明資料が共有され、英国仮想通貨協会での仮想通貨に関する考察や課題などの説明がなされた。
62. AASB の報告書における分析の概要（会計に関連する箇所）は次のとおりである。
- (1) 仮想通貨に対して適用される IFRS の会計基準は明確になっていないため、現行の IFRS に基づき、各資産への分類を仮定しながら検討を行っている。
 - (2) 検討の結果、中央銀行等の信用付与や法律上の裏付けがない仮想通貨は「現金（通貨）」に該当せず、現金に対する価値の変動が大きいため「現金同等物」の定義を満たさず、仮想通貨自体が他者への「契約」に基づく資産ではないため金融商品には該当しないとして、棚卸資産又は無形資産のいずれかになるとしている。
 - (3) 仮想通貨が棚卸資産に該当するかどうか（棚卸資産に該当しない場合、仮想通貨は無形資産に区分されることになるとしている。）について、棚卸資産の定義の要件である「通常の営業過程」において保有されるかどうかは明確でなく、仮に棚卸資産に該当するとしても、コモディティに当たるのか通常の棚卸資産に当たるのかが明確でないとしている。
 - (4) AASB は、仮想通貨に係る IFRS での解釈上の問題の本質は、投資目的で保有する無形資産やコモディティに関するガイダンスが不足していることであると考えている。また、仮想通貨の測定方法について概念フレームワークの公開草案等に照らして検討した場合、販売コスト控除後の公正価値で測定（差額は純損益で認識）

すべきとしており、通常の棚卸資産（低価法）や無形資産（原価モデル又は再評価モデル（増加分はその他の包括利益で認識））の評価方法には目的適合性がないとしている。

- (5) 基準設定活動として、仮想通貨の問題にとどまらず、投資目的の無形資産やコモディティへの問題へも対処できるように新たな会計基準の開発を行うべきとしている。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

63. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

（通貨としての要件、仮想通貨の性質について）

- (1) Bitcoin の現状を見ると、交換手段として広く受容されているとは言えず、価値も安定していないと思われるが、仮想通貨は今後普及し価値が安定する可能性もあるため、全ての仮想通貨を一括りに性格を決定づけることは難しく、仮想通貨が今後どのように発展するかにより変わってくる可能性がある。

（仮想通貨への対応について）

- (2) 日本では、規制当局により仮想通貨の取引所を運営する企業に対する財務諸表監査等が要求されることが予定されており、会計上の取扱いを定めるニーズが生じているため、実行可能性の調査を行っている。
- (3) 仮想通貨は将来において状況が変化する可能性があるため、仮に IASB が仮想通貨に関する会計上の取扱いを策定する場合は、暫定的なものとし、対象とする範囲も限定的なものとするのが望ましいと考える。

64. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) （Bitcoin の価値が安定していないとする発言に対して、）価値が変動しないものだけが通貨だとすると、世界中の通貨は価値が変動しているのではないか。（IASB Hoogervorst 議長）

⇒通貨には価値保存手段としての側面があるため、価値の変動状況を考慮する必要があるのでないかと考えている。

- (2) （Bitcoin が交換手段としての範囲が広いとは言えないとする発言に対して、）我々が通貨として認めているものの多くは、流通量・使用量がそれほど大きくない

と考えられる。(IASB 理事)

参加者のその他の発言

65. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(通貨としての要件、仮想通貨の性質について)

- (1) 通貨としての要件としては、価値の変動ではなく、他の通貨との相互交換可能性が重要であると考え。インフレ率が高い通貨でも、ブラジルの通貨のように容易に交換可能なものと、アルゼンチンの通貨のように容易に交換可能でないものがある。また、法律等により決済手段として受け入れることが強制されるのかも重要であると考え。
- (2) 我々は、通貨の要件として、交換手段としての信頼性の担保のために、法的な裏付けや中央銀行による管理が重要であると考えている。
- (3) 通貨の特徴はどのようなものにも交換できることであるが、通貨はそれ自体が他のものと交換できるという共通認識の上に成り立っているに過ぎない。IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」における現金同等物の用語を見直すことで仮想通貨は現金同等物にはなり得るのではないかと考えられる。
- (4) 例えば Bitcoin 建の取引というものはなく、ある通貨から Bitcoin に交換し、取引後に他の通貨へと両替することを前提としているのであれば、Bitcoin は通貨とは言えないのではないか。Bitcoin により価格が測定されるのであれば、通貨に近いと考えられる。(IASB スタッフ)
- (5) 一般的な通貨は、中央銀行等により貨幣供給量等が管理されているものだと考えるが、仮想通貨の場合はどうか。
⇒仮想通貨は採掘 (mining) により新規に発行され、流通量の調整は行われていない。既存の流通量の中で、需給状況により価値が変動することとなる。
- (6) Bitcoin は IFRS を適用する会社にとって、仮想通貨の取扱いを決定する必要があるほどの金額的重要性のある残高が保有されているのか。(IASB スタッフ)
⇒現時点で個々の企業の保有高に重要性はないかもしれないが、仮想通貨の取扱いが明確になっていないと、例えば、今後仮想通貨の採掘を行う企業が株式公開を行う場合に、保有している仮想通貨の評価を行う方法が存在しないことになる。

- (7) IFRS の記述では、通貨の要件として中央銀行での管理が必要だとは書いていない。
(IASB Hoogervorst 議長)

(仮想通貨への対応について)

- (8) 仮想通貨の議論は、最終的に現金の定義が明確でないことに帰結する可能性があるため、IFRS 解釈指針委員会に対して要望書の提出を行うことが考えられる。
⇒現金の定義自体は、今回の問題の部分的なものにすぎないとする。
- (9) IFRS の中で会計上の取扱いを検討する以上、現状では仮想通貨に直接当てはまる会計基準がないため、例えば IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。) のコモディティ・デリバティブの範囲を見直すことで、公正価値で測定し純損益で認識することができるかもしれない。(IASB 理事)
- (10) 仮想通貨の取引量や市場規模が大きいのであれば、会計基準上の対応を行うための調査を徹底して行うべきである。しかし、現時点では、仮想通貨で代金を決済することを認め、議論はここで留めておくべきであるとする。
- (11) 現時点では仮想通貨の取扱いを決定するのは時期尚早であるとする。ただし、仮想通貨を取り扱う企業が現行基準から類推して使用することを踏まえると、仮想通貨への調査を早く行うべきである。
- (12) 仮想通貨は交換手段として通貨に近い性質を持っており、公正価値で評価することが適切であると考えられる。そのため、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」における外貨換算の方法に照らして評価を行うことが考えられる。一方で、現在は無形資産の会計基準について対応するタイミングではないとする。
- (13) 仮想通貨の問題自体は小さいかもしれないが、公正価値により測定し純損益で認識すべき無形資産の取扱いについては、適切に会計上取り扱うためのより大きな問題であると考えている。排出権の取扱いは、この対応の中で解決できる典型例である。
- (14) 保有価値の増加を目的とする資産の評価は、無形資産に限定せずより幅広く検討すべきであるとする。仮想通貨は注視すべき項目の 1 つだと考えるが、5 か年のアジェンダ協議が終わったばかりの現時点でプロジェクトに加えるべきではなく、然るべき時期に取り上げ、新しい概念フレームワークの測定の章に照らし、検討することがよいとする。
- (15) 欠席したメンバー (中国) から「仮想通貨について公正価値で測定し、差額は純損

益で認識すべきという AASB の提案に賛成である。ただし、仮想通貨への対応については範囲を限定し、IAS 第 2 号「棚卸資産」の「コモディティ」の取扱いに準じて処理を行うべきであると考える。」という意見があった。(IASB スタッフ)

(16) 金地金を通貨のように使用する場合の会計処理について IFRS 解釈指針委員会で検討が行われ、そこでは、現行の基準に照らし結論が異なり得る場合に、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」が定める優先順位により検討を行うべきであるとされた。本件はアジェンダ協議を終えたばかりという状況も踏まえ、IFRS 解釈指針委員会での取扱いも慎重になっていると考えられる。(IASB 理事)

(17) 活発な市場のある無形資産に対して、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する方法が一見奇妙に見えるのかもしれないが、IAS 第 38 号「無形資産」で無形資産に再評価モデルを用いる要件として活発な市場の存在を求めているのは、有形固定資産と処理を整合させつつ、一方で無形資産の公正価値測定への信頼性の確保の観点からである。(IASB スタッフ)

⇒例えば、医薬品の特許権などとは異なり、仮想通貨は可視的な市場価格があるのだから、無形資産の基準を変更しなくても解決できるのではないか。(IASB Hoogervorst 議長)

(18) 仮想通貨は仮想通貨であり、現金や棚卸資産といった区分に当てはめて考えるべきではないと考える。

(19) 投資目的の無形資産に関する論点は、放置したままにすると将来において問題が大きくなると考えている。この論点が取り上げられていない一方で、アジェンダ協議を終えたばかりの状況であることは承知したが、投資目的の無形資産については注視していく必要があり、放置してはならないと考えている。

X. 資本の特徴を有する金融商品

議題の概要

66. IASB の進める資本の特徴を有する金融商品プロジェクト（以下「FICE プロジェクト」という。）について、これまでの IASB ボード会議での議論が紹介され、将来実施予定のアウトリーチ活動について助言が求められた。

（FICE プロジェクトの概要）

認識されている課題

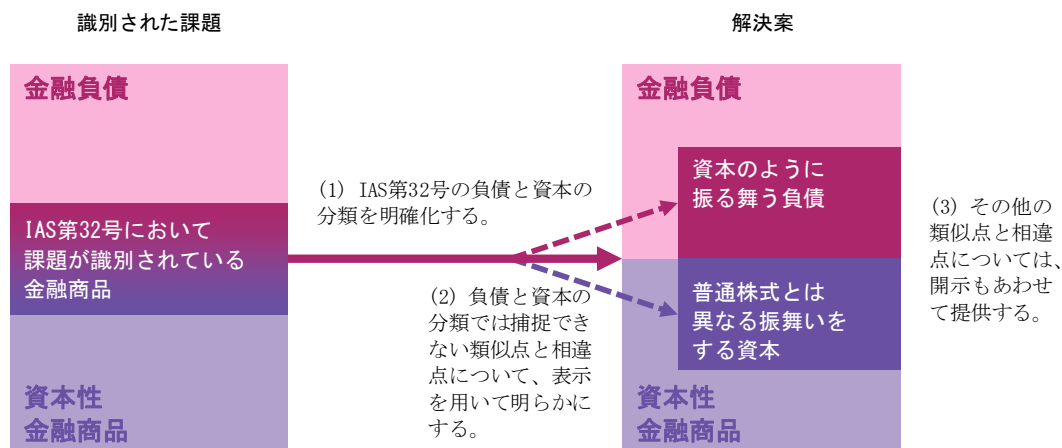
67. 一部の金融商品（条件付転換社債（CoCo 債）、外貨建転換社債、売建プット・オプションなど）については、次の理由から、現行の IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）に対する課題が識別されている。
- (1) IAS 第 32 号の負債と資本の区分の背景にある理論的根拠が理解しづらい。
 - (2) IAS 第 32 号と概念フレームワークの負債の定義が整合していない。
 - (3) IAS 第 32 号の例外規定（プッタブル金融商品及び外貨建株主割当発行）の存在
68. また、次のような課題も認識されている。
- (1) 単一の負債と資本の区分方法では、多様化した金融商品を十分に表現しきれない。
 - (2) 負債に分類された金融商品は、再測定が求められ、詳細な開示を行うことが要求される一方で、資本に分類された金融商品については、ほとんど情報がない。

課題への対応策

69. 上述の課題に対処するため、IAS 第 32 号を基礎として、次の点に焦点を当てて検討を進めている。
- (1) IAS 第 32 号の背景にある理論的根拠を補強し、負債と資本を再定義することを目的とする（負債と資本の区分を大きく変えるプロジェクトではない。）。
 - (2) 表示及び開示を通じて、より良い情報提供を行う。
 - (3) 要求事項の整合性、網羅性及び明確性を改善する。

全般的なアプローチ

70. FICE プロジェクトにおける全般的なアプローチは、次のとおりである。



71. FICE プロジェクトの現時点までの進捗状況は、次のとおりである。

- (1) 3つの分類アプローチ（アルファ、ベータ、ガンマ）を開発し、現行のIAS第32号と最も整合性の高いガンマ・アプローチに焦点を当てている。また、経済的強制（economic compulsion）については、現行のIAS第32号と同様に考慮しない。

ガンマ・アプローチでは、次のいずれかを満たす義務が負債として定義される。

- ① 清算前で経済的資源を移転する義務（アルファ・アプローチの負債の定義）
 - ② 残余金額と独立した金額で決済される義務（ベータ・アプローチの負債の定義）
- (2) 負債及び資本の下位クラスとして追加的な区分表示を検討し、開示の拡充を図った。
 - (3) 自社株式に係るデリバティブの要求事項を改善した。

（アウトリーチ活動に関するASAFメンバーへの質問）

72. IASBは、FICEプロジェクトに関して、将来、アウトリーチ活動を実施することを計画している。このため、どのような点に焦点を当ててアウトリーチを実施すべきか、主に、次のような観点からASAFメンバーに対して質問がなされた。

法域特定の論点

- (1) 外貨建転換可能金融商品や売建プット・オプションなどの論点については、ある

法域では、他の法域よりも影響が大きいことを踏まえ、法域によって影響度の異なる論点について、法域を超えてアウトリーチを行うべきか、それとも当該法域における特定の論点に焦点を当てるべきか。

投資者及び債務者

- (2) 株主、債権者に対して提供すべき情報に関して、特定の領域に絞ったアウトリーチを行うべきか、それとも FICE プロジェクトにおいて開発中のパッケージ全般についてアウトリーチを行うべきか。また、領域を絞る場合、どこに絞るべきか。

その他の利害関係者

- (3) アウトリーチを実施すべきその他の利害関係者はいるか。当該その他の利害関係者は、どのような論点に関心があるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

73. FICE プロジェクトの概要及びアウトリーチ活動に分けて、質疑応答及び意見交換が行われた。ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(FICE プロジェクトの概要)

- (1) 本プロジェクトの目的の 1 つは、負債及び資本について堅牢な定義を開発することと理解しており、例外を伴うガンマ・アプローチが正しいアプローチか疑問である。

(アウトリーチ活動)

- (2) アウトリーチの対象者を前もって判断するのは適切ではない。パブリック・コメントを求める主な理由は、特定の利害関係者ではなく、すべての利害関係者の意見を聞くことである。アウトリーチで受け取ったフィードバックに対するフォローアップは、必要に応じて利害関係者に対して行うべきである。

74. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(FICE プロジェクトの概要)

- (1) 分類について、負債と資本の区分の単一の線による完璧な解決策というものはない。このため、分類のみならず、表示と開示を組み合わせた一組のパッケージの開発を行っている。それでも、現実的には、いくつかの例外は認める必要がある。

(IASB スタッフ)

- (2) IASB のボード・メンバーは全員、ガンマ・アプローチが正しいと考えている。一方、例外を認めるかどうかについては、ボード・メンバー間でも異なる意見がある。プッタブル金融商品の例外については、ディスカッション・ペーパーで個別にフィードバックを求める予定である。(IASB 理事)

(アウトリーチ活動)

ASBJ の発言に対して参加者から特段発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

75. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(FICE プロジェクトの概要)

- (1) 本プロジェクトが IAS 第 32 号を出発点としつつ、単に分類だけを取り扱うのではない点に賛成である。しかし、分類と測定はリンクしているため、本プロジェクトの範囲を分類、表示及び開示に限定せず、測定についても取り扱うべきである。
- (2) ガンマ・アプローチの区分表示により設けられる、負債の中の「資本のように振る舞う負債」と資本の中の「普通株式と異なる振舞いをする資本」はメザニンではないか。
- ⇒名称は問題ではない。メザニンのように第 3 の分類にすべてを区分するのではなく、問題をひとつ確認したうえで、すべてを解決するアプローチをとる必要がある。(IASB スタッフ)
- (3) メザニンに分類されるような金融商品は、利用者が自ら判断できるように、集約して表示せず、より詳細なレベルでの開示を求めているかどうか。
- (4) IASB ボード会議の暫定決定について、現行の IAS 第 32 号に含まれている例外のうち何を残すこととしたのか。どのように負債と資本の区分を定義又は再定義したとしても、完璧なものにはならないだろう。
- ⇒外貨建株主割当発行は負債に分類されることとした。プッタブル金融商品の例外については、ディスカッション・ペーパーに記載する予定である。(IASB スタッフ)
- (5) 開示の要求事項において、経済的強制をどのように含める予定か。

⇒優先順位や希薄化について議論した際に、将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす契約条件がある場合には、開示することを検討した。(IASB スタッフ)

- (6) 外貨建株主割当発行の例外について負債に分類を変更する一方、プッタブル金融商品を資本とする例外は有効であると考えているようだが、取扱いが異なるのはなぜか。

⇒外貨建転換可能金融商品は広範な影響があるが、分類よりむしろ測定、特に測定が純損益に及ぼす影響に課題があると認識しており、区分表示で対応することを想定している。一方で、プッタブル金融商品は極めて限定された事例を想定している。(IASB スタッフ)

- (7) 負債と資本の区分に関して、IFRS 第9号の適用を考慮し、保有者の視点についても検討すべきと考える。

(アウトリーチ活動)

- (8) アウトリーチの対象は、ガンマ・アプローチにより影響を受ける業種及び法域に焦点を当てるのが良い。

- (9) 規制当局、特に金融機関の規制当局にはフィードバックを求めるべきである。

- (10) 本プロジェクトの理解については、関係者が混乱しており、メッセージの伝え方に課題があると考えられる。アウトリーチにより、IFRS 解釈指針委員会で検討される課題も含め、修正すべきポイントが識別できることを望む。また、開示や帰属に関する論点については、ワークショップなどにより、作成者を対象に、要求事項が明確か、実務上対応可能かを検証することが重要である。

- (11) AOSSG メンバーからは、経済的に成長している地理的エリア、特に独特又は複雑な形式で資金調達を行っている地域に焦点を当てたアウトリーチを実施すべきだという意見が複数聞かれた。また、単一の契約による複数通貨のクロスボーダー取引が広まっているため、IASB は法域をまたいだ議論を促す必要がある。

- (12) カナダでは、ROE など資本関連の財務制限条項が多く使用されている。カナダが2010年及び2011年にIFRSに移行した際に、本件については複数回議論をしている。非常に重要なことは、どのような結論であれテストをすることである。

- (13) 米国では、非公開企業が複雑な金融商品を発行しており、特にそのような企業が市場に向けて準備している場合の取扱いが課題となっているため、それらもコメントを求める対象に含めてはどうか。

XI. 「保険契約」のアップデート

76. IASB の保険契約プロジェクトに関しては、2016年8月から10月にかけて参加者とテーマを限定したうえで、外部テストが実施され、それを受けて、2016年11月のIASB 会議では、外部テスト及び文案作成過程で発見した事項を中心に審議が行われた。

IASB における現状及び今後の予定は以下のとおりである。

年 月	内容
2013年6月	改訂公開草案の公表
2016年2月	実質審議終了（発効日を除く。）
8月～10月	外部テスト
11月	IASB ボード会議（外部テスト及び文案作成過程で発見した論点と発効日）
2017年第1四半期	最終基準（IFRS 第17号）公表（予定）
2021年1月	発効（予定）

77. 2016年12月のASAF 会議では、プロジェクトの現状について、2016年11月開催のIASB ボード会議での暫定決定事項を中心に、以下のような報告があった。

- (1) 契約の集約については、「期待収益率の類似性」要件を用いることでグループの数が膨大になってしまうこと、企業の内部報告の方法と異なることについて懸念が寄せられた。それに対して、集約の階層を、高い方から、商品ライン、ポートフォリオ、グループ、個々の契約とすること、「主要な仮定に対する反応が類似」要件の判定は、企業の内部報告と整合的に行うこと、「期待収益率の類似性」要件に代え、「当初において不利な契約」「当初以降において不利となるリスクが重大ではない契約」「それ以外」の最低限3つに分割して分類することとともに、同じ年に発行された契約でないと同じグループにできない（年ごとのコホートとする。）ことが暫定決定された。
- (2) 移行措置については、その負荷や複雑さ等について懸念が寄せられ、原則法が適用できない状況において、修正遡及アプローチと公正価値アプローチを自由に選択できるよう暫定決定された。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

78. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- | |
|--|
| (1) ASBJ の保険契約専門委員会では、2016年11月開催のIASB ボード会議では外部テ |
|--|

ストで指摘された集約レベルに関する重要な問題点のいくつかが適切に対処されているとの意見が聞かれた。今後、最終基準化に向けて、外部テスト等を通じた意見で明確化が要望されている点について、適切に反映することを期待する。特に、コホートをまたぐ相互扶助の処理が適切に基準書に反映されることを期待する。

参加者のその他の発言

79. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 次の6点について依然懸念が残っている。
 - ① 集約レベル：相互扶助の関係にある契約は異なるグループに分割すべきではない。
 - ② 契約上のサービス・マージン（以下「CSM」という。）償却：カバレッジ単位の考え方を明確すべきである。
 - ③ 変動手数料アプローチの対象範囲：経済的及び財務的実態、及び推定的債務も考慮すべきである。
 - ④ IFRS 第9号とIFRS 第17号の関係：会計上のミスマッチが発生する懸念がある。
 - ⑤ 移行措置：前述のCSMの償却方法によって将来の収益が影響される懸念がある。
 - ⑥ ヘッジ活動：ヘッジの実績調整の処理方法に関して懸念がある。
- (2) 不利な契約へのなりやすさという観点で契約を3分割することが決定されたが、同じリスクに属するために一緒に管理されている契約でも、営業上又は規制上の理由により不利な条件で発行することもある。これらを別のグループとするのは経済実態に合わない。年毎のコホートを要求すると、グループの数が多くなってしまう。相互扶助と集約レベルに関する（基準の中での）ガイダンスが必要と考えている。
- (3) 外部テストは非常に有意義であった。カナダの3大保険会社は、現在の暫定決定事項を支持している。導入にあたって発生するかもしれない問題をモニターしていくことが重要である。なお、現在、外部レビュー・ドラフトをレビュー中であるが、結論の根拠なしで基準書をチェックするのは難しい。結論の根拠も外部レビューに供するように要望したい。
- (4) 集約は、収益性よりリスクに焦点を当てるべきである。CSMについては、実績調整の処理が変更されたが、依然として、何が純損益で認識され、何がCSMで調整されるのか判断に迷う点が残っていることを懸念している。
- (5) オーストラリアの保険会社は、現在の集約レベルに関する暫定決定事項に満足して

いる。

- (6) メンバーからは、11月開催のIASB会議では外部テストで指摘された多くの問題点が適切に反映されており、評価できるという意見があった。一方、少数のメンバーは、コホートへの分割を要求するのは原則ベースに反するという意見であった。また、あるメンバーは、コホートをまたぐ相互扶助の会計処理の明確化を要望した。
- (7) ((1)の6点の懸念表明に対して) いずれの懸念も外部テスト等を通じて認識した。これらの懸念に対して、11月開催のIASB会議で検討したうえで、現在実施中の外部レビュー・ドラフトに反映済である。同ドラフトを参照して欲しい。(IASBスタッフ)
- (8) ((6)のコホートの指摘に対して) コホートを設けたのは、事務負荷軽減(3グループに分割するだけでよい)と有用な情報提供(CSM配分の有用な情報を提供する)のバランスをとったためである。(IASBスタッフ)
- (9) 相互扶助の効果はキャッシュ・フローに反映すべきである旨を、外部レビュー・ドラフトに反映済である。(IASBスタッフ)
- (10) 結論の根拠は強制力がないので、通常、外部レビュー・ドラフトに含めていない。(IASBスタッフ)
- (11) 相互扶助という用語は、これまで領域によってさまざまな意味で使用されてきており、国際的に統一された定義はない。そこで、IASBは、先入観で解釈されるリスクを避けるために、「相互扶助」という用語は意図的に使わないことにした。その代わり、その意味するところを、リスクシェアという観点からのキャッシュ・フロー測定の問題(保険契約者間の移転の問題)と整理した。(IASB理事)
- (12) 新規取引で既存の損失を発生させている取引の補填を行うことで、ポートフォリオを永久に残すことを許すべきではない。(IASB Hoogervorst 議長)

XII. ASAF メンバーによる活動のアップデート

議題の概要

80. 本セッションでは、それぞれの ASAF メンバーが技術的な作業プログラムやその他 IFRS に関する活動に取り組んでいる内容について、情報を共有することを目的としている。

81. 本セッションの内容としては、以下の事項についての各法域での取組み状況について質問を行っている。

(1) 残存する基準開発活動の完了に向けての事項：具体的には、以下の項目を挙げている。

- ① 概念フレームワーク
- ② 保険契約
- ③ 重要性に関する実務記述書
- ④ 料金規制対象活動

(2) 財務報告を通じたコミュニケーションの改善に関する事項：具体的には、以下の項目を挙げている。

- ① 基本財務諸表
- ② 開示に関する取組み－開示原則
- ③ 開示に関する取組み－重要性に関する実務記述書
- ④ IFRS タクソノミ

(3) IFRS 適用に関する継続的なサポートに関する事項

(4) リサーチ・プログラムに関する事項（IASB でのリサーチ・プログラムの作業予定項目やリサーチ・パイプラインに含まれる内容）

(5) その他

82. 前項の内容について、ASAF メンバーが各法域での状況について発言を行った。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

83. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(財務報告を通じたコミュニケーションの改善について)

- (1) 基本財務諸表プロジェクトでの論点の中には、単なる表示上の論点ではなく、概念的な論点が含まれている。そのため、我々は IASB の活動の過程を注視していく予定である。

(リサーチ・プログラムについて)

- (2) 我々はのれんの会計処理について継続的に取り組んでいる。この数か月間は、日本のさまざまな財務諸表利用者へのインタビューを行い、のれんの償却に関する見解について照会している。
- (3) 日本がマイナス金利環境下にあるため、我々はマイナス金利環境における影響についても調査を行っており、その必然的な結果として、マイナス金利での割引について検討を行っている。

84. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

85. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) EFRAG は、最近、日本との協働でのれんと減損に関する定量的な分析を実施した。現在は IFRS 第 16 号及び IFRS 第 4 号「保険契約」の修正に関する EU でのエンドースメント手続のための評価を実施している。また、欧州の銀行における動的リスク管理のアウトリーチを予定している。さらに、マイナス金利及びハイブリッド型年金について調査を行っている。

⇒ハイブリッド型年金の実行可能性調査の範囲については、広範囲で行うのか、それとも限定された範囲で行うのか。

⇒多様なスキームが普及している状況を踏まえ、現在は範囲の見直しを行っている最中である。

- (2) ドイツでは、ハイブリッド型年金について調査を行っており、現状の基準ではリスクを企業と従業員で分担している場合の取扱いについて規定しておらず、IFRS 解釈指針委員会での議論もモニターしていた議題が却下されたため、EFRAG への協議依頼を行っている。加えて、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の修正が適切でない方向に

行われたと考えている点、開示に関する取組みにおいて推進している利用者が他の利用者の置かれている状況を考慮していない点について懸念している。

⇒IFRS 解釈指針委員会が全てのニーズに応えているわけではないが、全方向に対し良い状況となるように取り組んでいる。(IASB 理事)

- (3) カナダでは、保険の新基準が複雑で独特となっていて議論が十分に公開されていなかったと考えており、保険の作業グループを立ち上げる予定である。現在取り組んでいることとしては、利用者による財務諸表の情報ニーズの分析である。IFRS の適用上の支援としては、特に IFRS 第 15 号及び IFRS 第 16 号に焦点を当てていきたいと考えている。会計上の論点としては、ハイブリッド型年金と料金規制対象活動の取扱いについて分析を進めている。
- (4) 開示に関するプロジェクトとして、ブラジルの証券取引委員会が、重要性がない情報の公表を制限するガイダンスを公表した。また、会計基準設定はボランティアの活動であり、現在活動可能なリサーチグループがないため、リサーチペーパーの作成及びその他の調査活動を行うための資金調達活動を行っている。
- (5) 南アフリカでは、法的な側面からの金融資産及び金融負債の相殺処理の適用に関するガイダンスの提供に係るプロジェクトに取り組んでいる。また、開示については、完全子会社及び個別財務諸表に対して英国が導入したような開示項目の軽減を認める対応が機能するかどうかについての検討を開始した。
- (6) フランスでは、IASB のプロジェクトについて保険料に関する料金規制対象活動のフォローに取り組んでおり、ワーキンググループを立ち上げる予定である。また、マイナス金利、のれん、代替的業績指標及びその他の包括利益を検討する業績のリサーチプロジェクトを開始した。このほか、2015 年からエンドースメント手続を目的として、概念フレームワークを現行の欧州における規定と比較する分析などに取り組んでいる。
- (7) 米国では、各国との比較可能性における影響が大きいアジェンダとして、事業の定義の変更に関する最終化の手続を行っている。また、のれんの減損テストの改善又は簡素化の最終化を行っている。これらの変更により、IFRS とより整合性の取れたものになると考えている。ヘッジ及び保険に関するプロジェクトにも取り組んでいる。

もう一つの重要なアジェンダは、アジェンダ協議であり、意見募集に係るコメントレターを受領している。個人的な評価としては、回答者の数の面では負債と資本の区分が最も優先順位が高い。2 番目に業績報告の優先順位が高く、3 番目におそらく無形資産、そして 4 番目に年金の順番である。アジェンダ協議に関する円卓会議及び

2017年1月のボード・メンバーの追加の後、優先順位が何かを決定する予定である。

- (8) オーストラリア及びニュージーランドは、まもなく開示制度の軽減のアップデートに関する公開草案を公表する予定である。また、最近、アジェンダ協議の手続を完了したところであり、公正価値について注目することを想定している。年金資産や公共セクター等におけるマイナス金利の論点についても注目している。このほか、オーストラリア及びニュージーランドは、非営利セクターの業績報告プロジェクトなどに取り組んでいる。
- (9) AOSSG のメンバーである韓国及び香港はそれぞれ、IFRS 第9号及びIFRS 第15号の技術支援タスクフォースを組織することを開始した。また、香港は、資本の特徴を有する金融商品における請求権に関する調査などに取り組んでおり、当該調査においては、IASB スタッフが提案するガンマ・アプローチに関するテストを実施する予定である。
- (10) イタリアでは、2016年は、国内の会計基準とIFRSとの差異を可能な限り小さくするために国内の会計基準の整備に積極的に取り組んだ。その結果、リースの会計基準を除いてIFRSと広く整合性の取れた会計基準を整備することに成功した。

XIII. プロジェクトの近況報告と ASAF の議題

議題及び ASAF 会議での議論の概要

86. 本セッションにおいては、IASB スタッフからアジェンダ・ペーパーが次の内容に関する付録を有していることについての説明があった。

- (1) 2017年3月開催予定の ASAF 会議において提案されている議題の内容 (付録 A)
- (2) IASB の作業計画に関するアップデート及び ASAF 会議で将来議論を行うことを予定している時期 (付録 B)
- (3) 2016年9月に開催された ASAF 会議におけるフィードバック及び IASB のスタッフ又ボードがどのようにフィードバックを活用したのかの要約 (付録 C)

87. 付録 A について、IASB スタッフから 2017年3月開催予定の ASAF 会議において、次の議題を予定している旨の説明がなされ、ASAF メンバーによるコメントを求めたが、特段のコメントはなく、同意するものとされた。

- (1) 基本財務諸表
- (2) 開示に関する取組み - アップデート及び ASAF メンバーとの計画に関する活動
- (3) 料金規制対象活動 (可能性あり)
- (4) 概念フレームワーク

88. IASB スタッフから ASAF メンバーに対して、2017年3月開催予定の ASAF 会議において提案したい議題があるか問いかけたところ、次のコメントがなされた。

- (1) 動的リスク管理に関するペーパーの公表を予定している。ASAF メンバーと、当該ペーパーの一部を共有し、今後の道筋の観点からフィードバックをもらいたいと考えている。

以上